

適用法令	<u>化管法（SDS制度）</u>	
主な法規制 対象物質	一般名称（政令番号/管理番号）	略号
	イソホロンジイソシアネート（1-053/34）	IPDI
	トルエンジイソシアネート（1-345/298）	TDI
	ヘキサメチレンジイソシアネート（1-435/391）	HDI
	4,4' - ジフェニルメタンジイソシアネート（1-498/448）	4,4'-MDI
取扱事業者 の主な義務	<u>(法第14条)</u> 「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」に指定される物質を各物質に規定される裾切値以上含む製品を製造する事業者は、当該製品の有害性や取扱いに関する情報を記載したSDS（安全データシート）の提供並びにラベルによる表示が義務づけられています。	
	<u>(法施行令第18条及び別表第9)</u> SDSの提供並びにラベルによる表示が義務づけられた物質が規定されています。ポリウレタン樹脂の原料関係では以上に示した物質が該当します。 ポリウレタン樹脂の原料関係でSDSの提供が求められる物質の裾切値は0.1重量%、ラベルの表示が求められる物質の裾切値は1.0重量%です。	
最終確認： 2025年4月1日		